

機関番号：32644

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2009～2010

課題番号：21830004

研究課題名（和文） 国家と市場の役割の変容と市民社会：EUにおける競争と公益

研究課題名（英文） The transformation of roles of state and market and its effect on the civil society

研究代表者

青柳由香 (AOYAGI YUKA)

東海大学・法学部・講師

研究者番号：60548155

研究成果の概要（和文）：EU という超国家的組織が運用する競争法が、市場メカニズムを導入した公共サービス分野に対して適用されることにより、理論的にはこれまで国家が自由に決定してきたこれらの分野における政策について、規制がかかり、とることが可能な政策的な余地が縮減しうるといえる。とはいえ、実際には、EU 機能条約 106 条 2 項（旧 86 条 2 項）に基づいて正当化が認められる可能性は極めて高く、このような分野における加盟国によるコントロールはいまのところはかなり維持されている状況にあるといえる。

研究成果の概要（英文）：The application of competition law by supra-national organization EU upon the public services sectors, which have been regulated by mainly states according to the countries' needs and other conditions, and which have introduced market mechanism reduced the room for the national policy. However, so far in practice, the high possibility of justification under art. 106 (2) allows the member states of EU to retain their control over these sectors.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	1,070,000	321,000	1,391,000
2010 年度	960,000	288,000	1,248,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,030,000	609,000	2,639,000

研究分野：経済法

科研費の分科・細目：新領域法学

キーワード：市場、公共サービス、国家

1. 研究開始当初の背景

現在、公益事業の多くの分野において、規制緩和・民営化が図られている。これは競争を導入して、効率性を実現しようとするものである。他方で、規制緩和の副作用も顕在化

しつつある。

(1) 申請者は、公益事業に対する EC 競争法の適用に関する判例・学説動向について研究してきた。これまでの研究過程で、申請者は、「競争により達成される効率性」（競争的価

値)と「公益事業がもたらす公益」(公益的価値)とのバランスの変容が、国家と市場の役割のバランスに影響を与えることを認識した。すなわち、伝統的には公益事業は国家の主導の下で、公企業あるいは独占権等を付与された事業者がサービスを提供していた。

しかし現在では公益事業分野における民営化や規制緩和により市場化が進行し、公益事業の実施における国家と市場のバランスは変容しているのである。社会的構造の変化や技術の発展があれば、規制は不要となり市場メカニズムに委ねてよいとの見解もある。

申請者はこのような見解や状況に対し疑問をもち、市場メカニズムを通じた公共サービスの供給が可能たとえてあっても、それが妥当とは限らず、「市場の拡大と深化」と理解される現在の状況は、国家と市場の役割に関する規範的な問題を内包するものであって理論的に検討する必要があるとの認識に至った。

(2) また、日本では、規制緩和を契機として、公正競争を確保するためにいかなる経済法秩序が必要かについて先行研究があるが、多くの研究の視点は競争促進に止まり、公益の確保については議論の余地が大幅に残っているといえる。

申請者は、公益事業に EC 競争法適用の際に「公益性」により正当化が認められる判断基準とその変遷につき研究してきた。特に、自由化が進む EU では 1990 年代より公益の重要性を見直し、「EU 市民」による公益事業へのアクセスに関するプログラム規定 (EC 条約 16 条 (現 EU 機能条約 14 条)、EU 基本権憲章 36 条) も挿入され、EU では競争による効率性のみの評価から、競争によっては達成されない公益性も考慮にいれるという評価に転じたことを指摘してきた。

この点を契機に、さらには市民社会の連帯・結束に対していかなる影響を与えるかという点に対象を絞り、現状把握、問題の所在の明示、法理論による分析を実施する必要がある継続研究を行う必要性が高いとの認識に至った。

2. 研究の目的

公益事業の自由化にともなう問題につき、その背景と EU における立法・政策・理論的議論の状況を分析し、現在の日本が直面しようとしている「公益の確保」に対して直接的な示唆を与えることを目的とする。

具体的には、自由化の進展および公益事業への EC 競争法の強力な適用 (=市場の役割の拡大) を契機に、加盟国による公共サービスに関する政策の余地 (=国家の役割) が縮

減する可能性を、理論的なレベルで検討し、また問題を具体化して EU 司法裁判所における判例 (および先決裁定) を取り上げ、各セクターにおける事例を分析することによって実証的にも状況および論点を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

研究は以下の通り、3 段階において実施した。

(1) 【第 1 段階：セクター別の実証研究】

経済活動としての性質が低く、これまで伝統的に国家の役割が高いと考えられてきた分野 (主に、ヘルスケア、年金基金等の社会福祉に関連する事業活動) に焦点をあて、判例・立法を通じて具体的に国家の役割の縮減と市場メカニズムの導入の程度を明らかにする。

(2) 【第 2 段階：理論研究】

第 1 段階で明らかにした具体的な事実に照らして、二つの側面から検討を加える。まず、① EU における議論を再検討した。特に国家と市場の役割分担についての法哲学・政治学・経済学の議論 (例えば、青木昌彦=奥野正寛=岡崎哲二『市場の役割 国家の役割』(東洋経済新報社、1999 年)) を踏まえつつ、公共サービス分野に対する競争法の適用という枠組みに内在する国家と市場の役割分担に関する規範的問題を検討した。

また他方で、② 効率性を追求し、市場化がすすめられたことが市民社会に与えた影響を検討した。例えば、公益事業は所得の再配分機能を有するが、規制緩和によりその機能や水準が低下し、それゆえ市民社会の連帯に悪影響を与えるという傾向を考察した。

(3) 【第 3 段階：総括】

第 2 段階の①②で明らかにした内容を、相互に関連させ、公益事業にかかる規範的課題とありうる解決策を検討した。

ここでは、また、法哲学の先行研究 (例えば、長谷川晃『権利・価値・共同体』(弘文堂、1990 年)) に基づいて理論的考察も行った。

4. 研究成果

本研究課題では、現状は、自由化や競争法の厳格な適用を通じて、国家が公益を実現するために果たす役割は縮減し、効率性を達成するために市場メカニズムに委ねる範囲が拡大しているという理解に基づくものである。この点について詳細な検討をする先行研

究は日本には見られないようであった。だが、欧州では Franz Scharpf, *The European Social Model: Coping with the Challenges of Diversity*, 40 (4) *Journal of Common Market Studies* 645 (2002) が、自由化の進展および公益事業への EC 競争法の強力な適用を契機に、加盟国の政策の余地が縮減する可能性として、市場の深化・拡大と国家の役割の縮減の可能性を指摘している。申請者は、これまでの自らの研究を通じて得た知見および問題意識をもち、上記 Scharpf 論文を契機として、EU における公共サービス事業に対する競争法の適用と、EU 機能条約 106 条 2 項 (旧 EC 条約 86 条 2 項) に基づく公益を提供するサービスの遂行を理由とする正当化の余地に関する EU 司法裁判所の判例および先決裁定を検討した。

(1) 国家の政策的余地の縮減

実証的研究においては、特にヘルスケア、年金基金等の社会福祉に関連する事業活動を取り上げた。これらは伝統的には国家が提供するものであり経済活動ではないと考えられてきたが、自由化にともなって市場メカニズムを利用する形でのサービス提供が行われるようになった。

EU 競争法は行為主体の性質にかかわらず、行為や活動の内容が経済活動性を有しているか否かを適用の是非の判断基準とする。そのため、市場メカニズムを採用するようになった上述のサービスには、競争法の適用を受けようになったものも多くみられた。注意すべきなのは、ほぼ類似の公共サービスであるとしても、その運営方法等に市場メカニズムが導入されているか否かによって競争法の適用の是非が分かれる点である。

これらの事業に対して EU 競争法が適用されることは、加盟国の判断により国内法により規律されてきたこれらの事業に対して、EU 競争法すなわち EU の規範に基づく規律がさらになされるということの意味する。場合によっては、当該加盟国の判断に基づく国内措置自体が競争法に適合しないと判断が下されることも見られている (106 条 1 項に基づく)。

すなわち、EU という超国家的組織が運用する競争法が、市場メカニズムを導入した公共サービス分野に対して適用されることにより、理論的にはこれまで国家が自由に決定してきたこれらの分野における政策について、規制がかかり、とることが可能な政策的な余地が縮減しうるといえるのである。

(2) 判例からの示唆

とはいえ、実際には、EU 機能条約 106 条 2 項 (旧 EC 条約 86 条 2 項) に基づいて正当化が認められる可能性は極めて高く、このよ

うな分野における加盟国によるコントロールはいまのところはかなり維持されている状況にあるといえる。

というのは、多くの事例において、EU 機能条約 106 条 2 項 (旧 EC 条約 86 条 2 項) に基づいて、公益を提供するサービスの遂行を理由とする正当化が認められているからである。1990 年代の Corbeau 事件先決裁定以降採用されるようになった「必要性テスト」はかなり緩やかな条件をもってこのような正当化を許すものである。そのような判断基準の下で、多くの加盟国内の競争制限的な措置が競争法の適用を免れることを認められているのが現在の判例の状況である。

このような判断は、自国内の事情や経済状況に最も詳しい加盟国の判断を尊重するという EU 司法裁判所の態度を示すものであると考えられる。

このような判断枠組みの下においては、理論的には加盟国の政策の余地がきわめて縮減し、多くの公共サービスが市場に委ねられる結果国家の役割が十分に果たされないということはなさそうであろうというのが現状に対する結論である。とはいえ、このような正当化を認めるルールがない場合、あるいは、判断基準が厳格なものに変更される場合にはそのような問題状況が生じる可能性もあるといえる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 0 件)

なし

(近日中に本研究の成果を論文として公表することを予定している。公表先としては、東海大学法学部の紀要(「東海法学」)を予定している。)

[学会発表] (計 1 件)

Yuka Aoyagi, "EU as a Social Market Model: Market Economy and Social Model" at The European Union Studies Association Asia Pacific 5th Conference "Connections and Dialogue: The European Union and the Asia Pacific Perceptions, Policies, Perspectives" (at Jawaharlal Nehru University, New Delhi, 8-9 January 2010; organized by European Union Studies Association – Asia Pacific Centre for European Studies, Jawaharlal Nehru University Indian Association for European Union Studies in association with India-EU Study Centre Programme)

(青柳由香「社会的市場モデルとしての EU : 経済的市場と社会的モデル」、アジア太平洋 EU 学会、2010 年 1 月 8 日、ニューデリー)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

青柳 由香 (AOYAGI YUKA)

東海大学・法学部・講師

研究者番号 : 60548155

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし